

土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市における既存木造住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、住宅耐震診断を行った既存建築物の耐震改修設計又は耐震改修工事に要する費用に対する補助金の交付に関し、土佐清水市補助金の交付に関する規則（平成元年6月9日規則第5号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来軸組構法又は伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅又は共同住宅で貸家を含む。）又は工事に着手したものであって、階数が2以下のものであること。丸太組工法や大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものでないこと。
- (2) 耐震診断士 高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士をいう。
- (3) 登録設計事務所 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。
- (4) 登録工務店 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
- (5) 住宅耐震診断 改定版高知県木造住宅耐震診断マニュアル（平成19年3月制定、以下「耐震診断マニュアル」という。）に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。
- (6) 耐震改修計画作成 地震に対する安全性の向上を目的として登録設計事務所に所属する耐震診断士が耐震改修工事を実施する補強工事の設計図書（計画書、積算見積書を含む）の作成をいう。
- (7) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事をいう。
- (8) 住宅耐震改修助成額 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額と土佐清水市が交付する補助金の額の合計額とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 現に居住の用に供している土佐清水市内の既存木造住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。
- (2) 市税等及び県税を滞納していない者であること。
- (3) 土佐清水市暴力団排除条例（平成22年12月24日条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団

員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う市内の既存木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 耐震改修設計にあつては、耐震改修設計を登録設計事務所が実施するものであること。
- (2) 耐震改修工事にあつては、耐震改修工事を登録工務店が実施するものであること。
- (3) 住宅耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るものであること。
- (4) 財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度を取得したコンピュータソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの、又は高知県が別に定める基準以上となるものであること。
- (5) 対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費の全部又は一部とし、市は予算の範囲内で補助するものとする。

- 2 補助対象経費、補助要件、補助率、補助限度額は別表1に定めるところによる。
- 3 補助対象者が行う補助対象事業のうち、耐震補強に明らかに寄与しない補助対象事業があるときは、当該設計及び工事に係る経費を分離して算定するものとする。

(事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする事業の着手前に、当該事業について、事業の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、耐震改修設計、耐震改修工事の着手予定の1か月前までに補助事業認定申請書（様式第1号、第2号）にその補助金の区分に応じて次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 耐震改修設計にあつては次に掲げる書類
 - ア 耐震診断報告書（写し）
 - イ 耐震改修設計見積り書
 - ウ 当該建築物の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修設計を行うことについての占有者の同意書（様式第3号）
 - エ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 耐震改修工事にあつては次に掲げる書類
 - ア 耐震診断報告書（写し）
 - イ 改修計画書（様式第4号）
 - ウ 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）
 - エ 耐震改修工事費見積り内訳書

オ 当該建築物の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修工事を行うことについての占有者の同意書（様式第3号）

カ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書（様式第5号、第6号）により、これを認定しないときはその旨を書面により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、事業の認定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更承認等）

第7条 前条の規定により認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときはあらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて市長に申請しその承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は中止の可否を決定し補助事業変更等承認通知書（様式第8号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書（様式第9号又は第10号）にその補助金の区分に応じて次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）耐震改修設計にあつては次に掲げる書類

ア 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）（選任した耐震診断士が作成したもの）

イ 耐震改修設計図書（写し）

ウ 耐震改修設計契約書（写し）

エ 耐震改修設計代金領収書（写し）。ただし、補助対象者が補助金の交付の請求及び受領を耐震改修設計を行った登録設計事務所又は、耐震改修工事を行った登録工務店に委任する場合（以下「代理受領」という。）は、耐震改修設計費耐震改修設計費内訳明細書（写し）

オ その他市長が必要と認める書類

（2）耐震改修工事にあつては次に掲げる書類

ア 耐震改修工事竣工図（改修内容の記載されたもの）

イ 耐震改修工事写真（全ての補強箇所の耐震改修工事補強内容等が確認できるもの）

ウ 耐震改修工事後の耐震診断報告書（写し）（選任した耐震診断士が作成したもの）

エ 耐震改修工事請負契約書（写し）

オ 耐震改修工事代金領収書（写し）。ただし、代理受領を利用する場合は、耐震改修工事費内訳明細書（写し）

カ その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第9条 市長は、前条の報告があった場合は、その書類の審査及び現地調査等を行い補助事業の内

容が適当であると認めるときは、検査確認通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び代理受領予定報告書兼宣誓書)

第10条 前条の補助事業の検査確認の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第12号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により交付申請の際、代理受領を利用する場合は、代理受領予定報告書兼宣誓書(様式第13号)を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書(様式第14号)により、適当でないと認めたときは補助金交付却下通知書(様式第15号)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、交付申請を取下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を補助金交付申請取下届出書(様式第16号)により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 補助事業者は、第11条の補助金交付決定通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第17号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助事業者が、第10条第2項の代理受領を利用する場合は、補助金交付請求書(様式第17号)と代理請求及び代理受領委任状(様式第18号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 耐震改修設計・工事費から補助金額を差し引いた金額の領収書(写し)

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第19号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(適用除外)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する木造住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事に係る補助金を交付しない。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している又は販売を目的とする木造住宅の耐震設計又は耐震改修工事

(2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった木造住宅の耐震設計又は耐震改修工事

(3) 他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となる木造住宅の耐震設計又は耐震改修工事

(現場検査等)

第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現場検査をすることができる。

2 現場検査をするときは、補助事業者は登録工務店に所属又は連携する耐震診断士若しくは選任した耐震診断士を調査に立ち合わせなければならない。

(整備保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(耐震改修工事の証明)

第19条 交付決定を受けた補助認定者は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項に規定する所得税の特別控除を受けようとするとき、又は地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9第1項に規定する固定資産税の軽減措置を受けようとするときは、住宅耐震改修証明申請書(別記様式第20号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書に記載された内容を審査し、適当と認めるときは、これを証明するものとする。

(様式)

第20条 この要綱による申請書、その他の書類の様式は、別表2に掲げるとおりとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成20年1月10日から適用する。

(廃止)

2 この要綱の制定に伴い、土佐清水市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成18年4月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 平成19年9月30日以前に高知県木造住宅耐震診断マニュアルにより行われた耐震診断は、この要綱第2条第5に規定する住宅耐震診断とみなすことができる。この場合、報告書の総合評点を上部構造評点のうち最小の値と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

区 分	耐震改修設計	耐震改修工事
補助対象経費	既存木造住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費	既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行った耐震改修工事に要した経費
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修設計を登録設計事務所が実施するものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事を登録工務店が実施するものであること。
		住宅所有者が耐震改修工事の現場確認等を実施する耐震診断士を選任するものであること。
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るものであること。 財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度を取得したコンピュータソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの、又は高知県が別に定める基準以上となるものであること。 対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。 	
補助率	補助対象経費の10割とし、補助限度額がある。	補助対象経費の10割とし、補助限度額がある。
補助金額	265,000円/戸を限度とする。	1,125,000円/戸を限度額とする。
	1棟あたりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	

別表2 (第20条関係)

区 分	書 類 の 名 称	様 式	条 項
木造住宅耐震設計	補助事業認定申請書	様式第 1号	6条
	占有者の同意書	様式第 3号	6条
	補助事業認定通知書	様式第 5号	6条
	補助事業変更等承認申請書	様式第 7号	7条
	補助事業変更等承認通知書	様式第 8号	7条
	補助事業実完了報告書	様式第 9号	8条
	検査確認通知書	様式第11号	9条
	補助金交付申請書	様式第12号	10条
	代理受領予定報告書兼宣誓書	様式第13号	10条
	補助金交付決定通知書	様式第14号	11条
	補助金交付却下通知書	様式第15号	11条
	補助金交付申請取下届出書	様式第16号	12条
	補助金交付請求書	様式第17号	13条
	代理請求及び委任状	様式第18号	13条
	補助金交付決定取消通知書	様式第19号	14条
木造住宅耐震改修工事	補助事業認定申請書	様式第 2号	6条
	占有者の同意書	様式第 3号	6条
	改修計画書	様式第 4号	6条
	補助事業認定通知書	様式第 6号	6条
	補助事業変更等承認申請書	様式第 7号	7条
	補助事業変更等承認通知書	様式第 8号	7条
	補助事業完了報告書	様式第10号	8条
	補助事業検査確認通知書	様式第11号	9条
	補助金交付申請書	様式第12号	10条
	代理受領予定報告書兼宣誓書	様式第13号	10条
	補助金交付決定通知書	様式第14号	11条
	補助金交付却下通知書	様式第15号	11条
	補助金交付申請取下届出書	様式第16号	12条
	補助金交付請求書	様式第17号	13条
	代理請求及び委任状	様式第18号	13条
	補助金交付決定取消通知書	様式第19号	14条
	住宅耐震改修証明申請書	様式第20号	19条

土佐清水市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

耐震改修設計費補助事業認定申請書

土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記の事業について、認定を申請します。

この申請書並びに添付書類に記載された内容について、この手続における必要な関係資料（市税等の完納状況）を調査すること及び個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及、及び啓発目的で利用することに同意します。

記

耐震改修設計住宅所在地	土佐清水市
耐震診断受診年度	年度
耐震診断報告書に記載された家屋番号	
計画を作成する耐震診断士	
選任する耐震診断士	
改修設計着手予定日	
改修設計完了予定日	
耐震改修設計費（予定額）	
補助金交付申請予定額	

添付書類

- (1) 耐震診断報告書（写し）
- (2) 耐震改修設計見積り書
- (3) 占有者の同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

耐震改修工事費補助事業認定申請書

土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、下記の事業について、認定を申請します。

この申請書並びに添付書類に記載された内容について、この手続における必要な関係資料（市税等の完納状況）を調査すること及び個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及、及び啓発目的で利用することに同意します。

記

耐震改修住宅所在地	土佐清水市
耐震診断受診年度	年度
耐震改修設計年度	年度
耐震診断報告書に記載された家屋番号	
計画を作成する耐震診断士	登録番号 氏名
選任する耐震診断士	登録番号 氏名
改修工事着手予定日	年 月 日
改修工事完了予定日	年 月 日
耐震改修工事費（予定額）	円（予定）
補助金交付申請予定額	円（予定）

添付書類

- (1) 耐震診断報告書（写し）
- (2) 改修計画書
- (3) 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）
- (4) 耐震改修工事費見積り内訳書
- (5) 占有者の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第6条関係）

改修計画書

申請者氏名				整理番号
				※
改修計画作成者 (登録設計事務所)		登録事業者名：		
		所在地：		
		耐震診断士氏名：		
		連絡先：		
施工者 (登録工務店)		登録事業者名：		
		所在地：		
		耐震診断士氏名：		
		連絡先：		
診断時	上部構造評点のうち最小の値			
	耐震改修計画の内容			
耐震改修計画の内容	上部構造評点のうち最小の値			
	地盤・基礎に関する措置			
	建物上部構造に関する措置			
	老朽度・その他に関する措置			
改修工事費用 (予定) (単位：千円)		総額 (A+B)	補助対象工事費 (A)	補助対象外工事費 (B)
		円	円	円

※欄は記入しないでください。

様

土佐清水市長

耐震改修設計費補助事業認定通知書

年 月 日付け耐震改修設計費補助事業認定申請については、下記のとおり認定したので、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

耐震改修設計住宅所在地	
耐震診断受診年度	年度
耐震診断報告書に記載された家屋番号	
計画を作成する耐震診断士	登録番号 氏名
選任する耐震診断士	登録番号 氏名
改修設計着手予定日	年 月 日
改修設計完了予定日	年 月 日
耐震改修設計費（予定額）	円
補助金交付申請予定額	円

※事業内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けること。

認定の条件

- （1）土佐清水市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱を遵守すること。
- （2）この補助事業については、市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

様

土佐清水市長

耐震改修工事費補助事業認定通知書

年 月 日付け耐震改修工事費補助事業認定申請については、下記のとおり認定したので、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

耐震改修工事住宅所在地	
耐震診断受診年度	
耐震診断報告書に記載された家屋番号	
計画を作成する耐震診断士	登録番号 氏名
選任する耐震診断士	登録番号 氏名
改修工事着手予定日	年 月 日
改修工事完了予定日	年 月 日
耐震改修工事費（予定額）	円
補助金交付申請予定額	円

※事業内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長に申請し、承認を受けること。

認定の条件

- （1）土佐清水市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱を遵守すること。
- （2）この補助事業については、市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

耐震改修（設計・工事）費補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により事業認定（変更承認）を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修（設計・工事）費補助金について、下記のとおり事業内容の変更・中止をしたいので、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により変更等の承認を申請します。

記

1 変更等の理由

2 変更等の内容

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

耐震改修（設計・工事）費補助事業変更等承認通知書

年 月 日付け耐震改修（設計・工事）費補助事業変更等承認申請については、下記のとおり認定したので、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 変更前の内容

2 変更後の内容

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

耐震改修設計費補助事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により事業認定（変更承認）を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修設計費補助金について、補助事業が完了したので、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 耐震改修工事後の想定耐震診断報告書（写し）
- (2) 耐震改修設計図書（写し）
- (3) 耐震改修設計契約書（写し）
- (4) 耐震改修設計代金領収書（写し）ただし、代理受領を利用する場合は、耐震改修設計費内訳明細書（写し）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第10号 (第8条関係)

年 月 日

土佐清水市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

耐震改修工事費補助事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により事業認定(変更承認)を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修工事費補助金について、補助事業が完了したので、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 耐震改修工事竣工図(改修内容の記載されたもの)
- (2) 耐震改修工事写真(耐震改修工事内容が確認できるもの)
- (3) 耐震改修工事後の耐震診断報告書(写し)
- (4) 耐震改修工事請負契約書(写し)
- (5) 耐震改修工事代金領収書(写し)ただし、代理受領を利用する場合は、耐震改修工事費内訳明細書(写し)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

耐震改修（設計・工事）費検査確認通知書

年 月 日付で完了報告のありました土佐清水市木造住宅耐震改修（設計・工事）費補助金については、検査の結果、申請の工事の内容に適合しているため、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

土佐清水市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

耐震改修 (設計・工事) 費補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号により耐震改修 (設計・工事) 費検査確認通知を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修 (設計・工事) 費補助金について交付を受けたいので、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

耐震改修 (設計・工事) 費補助金交付申請額 金 円

様式第13号 (第10条関係)

年 月 日

土佐清水市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

代理受領予定報告書兼宣誓書

年 月 日付け 第 号で検査確認通知を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金について下記の通り代理受領を予定していることを報告します。

また、補助金の交付決定した後、補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額を下記の登録事業者へ支払います。

差引金額を支払った後、補助金の請求については、同登録事業者が行います。

記

住 所 _____
会 社 名 _____ 印
代表者名 _____
電話番号 _____

様式第14号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

耐震改修（設計・工事）費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました土佐清水市木造住宅耐震改修（設計・工事）費補助金については、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

耐震改修（設計・工事）費補助金交付決定金額 金 円

様式第15号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

耐震改修（設計・工事）費補助金交付却下通知書

年 月 日付で交付申請のありました土佐清水市木造住宅耐震改修（設計・工事）費補助金については、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第11条の規定により、却下することに決定しましたので通知します。

記

理由

様式第16号（第12条関係）

年 月 日

土佐清水市長 様

住所
申請者 氏名 印
電話番号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

耐震改修（設計・工事）費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号により耐震改修（設計・工事）費補助金交付決定通知を受けた土佐清水市木造住宅耐震改修（設計・工事）費補助金交付申請の取下げについて届け出をします。

様式第17号 (第13条関係)

年 月 日

土佐清水市長 様

住 所
申請者 (受任者) 氏 名 印
会 社 名
電 話 番 号
(法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名)

耐震改修 (設計・工事) 費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた耐震改修 (設計・工事) 費補助金について、土佐清水市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

耐震改修 (設計・工事) 費補助金交付請求額 金 _____ 円

※上記補助金は次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	フリガナ		
	口座名義		
2	金融機関名及び支店名		
3	口座の種類及び番号	普通 ・ 当座	No.

(口座名義人は請求者と同一であること。)

土佐清水市長 様

代理請求及び代理受領委任状

私は 年 月 日付け 第 号で耐震改修（設計・工事）補助金の交付決定を受けた補助金（金 円）にかかる請求及び受領について次の通り委任します。

記

委任者（補助金申請者）

住 所 _____
氏 名 _____ 印

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（耐震改修設計又は耐震改修工事を行った事業者）

住 所 _____
会 社 名 _____ 印
代表者名 _____

○添付書類

耐震改修設計・工事費から補助金額を差し引いた金額の領収書（写し）

（お願い）

- ・委任者の方へ
この委任状は、補助金交付決定後に受任者へお渡してください。
- ・受任者の方へ
この委任状は補助金を請求する際に必ず必要となりますので必要事項を記入・押印のうえ、「補助金交付請求書」と併せて提出してください。

第19号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

土佐清水市長

木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した木造住宅耐震改修工事費等補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 補助対象区分
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金交付決定取消額 金 円
- 4 取消し理由

住宅耐震改修証明申請書

土佐清水市長 様

申請者 住所
電話
氏名
家屋の所在地

印

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日

年 月 日

イ 上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修をいう。以下同じ。）の費用の額が(2)の額であったことについて証明願います。

(1)	住宅耐震改修をした家屋であること	
(2)	(イ) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
	(ロ) 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	(ハ) (イ)から(ロ)を差し引いた金額	円
	(ニ) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	円
	(ホ) (ハ)又は(ニ)のうちいずれか少ない金額	円

ロ 上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

住宅耐震改修証明書

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る住宅耐震改修の費用の額が(2)の額であったこと又は上記家屋において地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことについて証明します。

証明年月日 年 月 日

証明を行った
地方公共団体の長 印

(裏 面)

備考

- 1 住宅耐震改修証明申請書の{ }の中にはイ又はロのいずれについて証明を申請するかに応じ、該当する記号を○で囲むこと。(イ及びロの両方について証明を申請する場合は両方の記号を○で囲むこと。)
- 2 イの表中(2)(イ)の欄は、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)を記載すること。
- 3 イの表中(2)(ロ)「当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「有」の場合の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
- 4 イの表中(2)(ニ)の欄は、租税特別措置法第41条の19の2第2項の規定に基づく当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額を記載すること。